

【別添】

令和7年度とっとり花回廊ピクニックコーナー周辺施設改修業務仕様書

1 業務名称

令和7年度とっとり花回廊ピクニックコーナー周辺施設改修業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

鳥取県立とっとり花回廊（西伯郡南部町鶴田110）

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 業務概要

とっとり花回廊ピクニックコーナー周辺の設備について、経年劣化による腐食、破損が生じて長期にわたり運用しておらず、美観を確保するため解体撤去を行うもの。

5 業務内容

（1）整備対象

（図1）配置図を参照。

整備対象	数量	単位	主な内容
A プレハブトイレ解体	1	式	1 プレハブトイレ、機器類の解体、ブロック基礎の撤去 2 給排水配管プラグ止め 3 引き込み線処理 4 産業廃棄物の運搬、処分
B 調理棟解体	1	式	1 木造調理棟（16.5㎡）の解体 2 基礎・土間（25㎡）の解体、埋め戻し及び整地 3 給排水配管プラグ止め 4 引き込み線処理 5 産業廃棄物の運搬、処分
C 風力発電機塔解体工事	1	式	1 風力発電機塔（2基）解体 2 引き込み線処理 3 産業廃棄物の運搬、処分

重機搬入に伴い、影響のある樹木等については施設担当職員と協議の上で撤去可能とし、その業務に係る費用も本業務内に含むこと。

4 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から5日以内又は令和8年3月20日のいずれか早い日までに検査を受けること。また、同時に施工写真（施工前後の状況が分かるもの）を1部提出すること。

5 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

（完成図書）

- ・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）

6 業務実施に当たっての留意事項

(1) 施工に必要な資格

受注者は、建築物等の解体に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

(2) 諸法令に定める所定の手続き等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

(3) 作業日の指定

作業詳細の日程は施設担当職員と調整を行って決定すること。

(4) 機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

(5) 既設品の処分等

整備の対象となる既設材及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

(6) 既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

(7) 不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

(1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を図ること。

(2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

(3) 成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

ピクニックコーナー周辺解体業務

C 風力発電機塔

B 調理棟

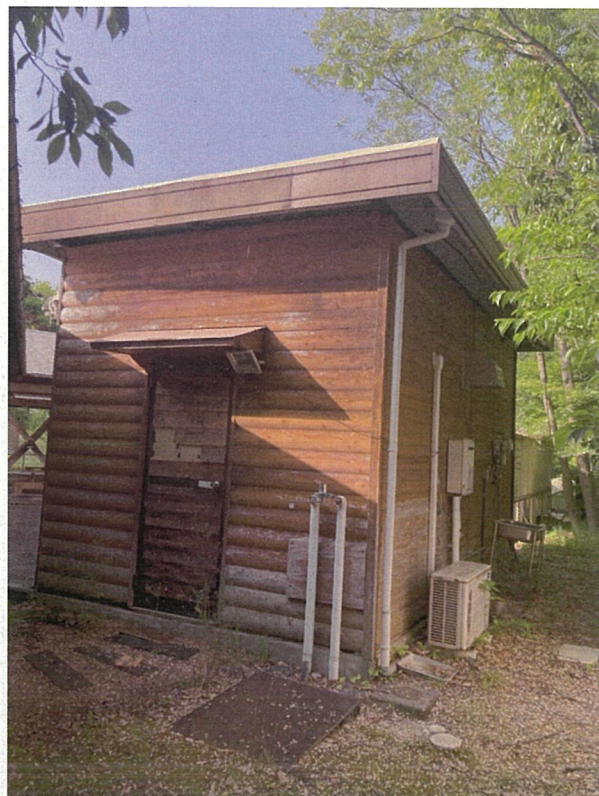
ジャングルドーム

A プレハブトイレ

搬入出経路



調理棟



トイレ



風力発電機

